

古賀市空家等対策計画パブリック・コメント実施結果

令和4年6月3日 都市整備課

古賀市空家等対策計画（案）に対してパブリック・コメント手続を実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	古賀市空家等対策計画（案）
(2) 政策等の案の公表日	令和4年4月1日（金）
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	令和4年4月1日（金）～令和4年5月2日（月）
(4) 意見等提出者数	1名
(5) 提出意見等件数	1件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

■提出意見等を考慮した結果及び理由

番号	該当項目	パブリックコメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	4. 特定空家等に対する措置等及びその他の対処 (2) 所有者等に対する措置 ①助言・指導 (16ページ)	①助言・指導で、例えば、長期の借入れ（等）提案して頂くと解体や工作物の除却がスムーズに行えると考えます。 資金不足の面から対応ができない事をこの項目におよんだ原因の一部あるとも思われるからです。強制からでなく、経済的な面についても考慮頂き事業を進められる事を望みます。	ご意見として承ります。	「古賀市空家等対策計画（案）」22ページ「3. 住民からの空家等に関する相談体制」に記載していますとおり、本市では、「福岡県空き家活用サポートセンター『イエカツ』」と連携し、空家になる前から住宅の活用や処分（解体や工作物の除却）等について、相談をお受けしています。『イエカツ』では、住宅や所有者等の状況に適した方法を各種専門家と連携して検討・提案し、実際の活用や処分等に向けた様々な支援を行っています。